

2. 事業の要件に関する質問

Q 2-01	ゼロ・エネルギー住宅の考え方を教えてください。
A 2-01	本事業では住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロになる住宅のことを言います。
Q 2-02	平成28年省エネ基準の一次エネルギー消費量算定方法に基づいた評価方法とはどのようなものでしょうか。
A 2-02	評価方法の詳細を「一次エネルギー消費量の算定要領（平成28年省エネ基準準拠）」にまとめています。本事業では、提案する住宅における断熱性能・設備性能の向上、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用、コージェネレーションなどによる一次エネルギー消費削減量を差し引いて、提案する住宅の一次エネルギー消費量がゼロとなるかを計算します。詳しくは「一次エネルギー消費量の算定要領（平成28年省エネ基準準拠）」をご確認ください。
Q 2-03	評価委員会によって提案する住宅の一次エネルギー消費量を概ねゼロとするものと同等性能以上の省エネ性能を有するものと認められるものとはどのようなものでしょうか。また、評価委員会で認められるためには、どのようにすればよいのでしょうか。
A 2-03	省エネ基準における住宅の一次エネルギー消費量算定用 WEB プログラムで評価できない省エネ手法（空気集熱式太陽熱利用を含む、自然エネルギーの有効活用（いわゆるパッシブ設計））などが想定されます。適用申請書では、一次エネルギー消費量の計算に反映されない取り組み内容を別添様式に具体的に記載してください。また、同取り組みを除いた一次エネルギー消費量の計算結果も添付していただく必要があります。なお、評価委員会での審査にあたって、提案する技術等の実績などを追加で提出いただくことがあります。
Q 2-04	省エネルギー基準に適合するものとは、既存の改修においても求められるのでしょうか。
A 2-04	既存の改修においても、改修後に省エネルギー基準に適合していることが必要であり、加えて、住宅版 BELS 認証による申請手続きが必要となります。 また、改修においても新築と同様に、住宅版 BELS 認証取得後の工事着手になります。 （工事完了後の BELS 認証取得は本事業の対象とはなりませんので、ご注意願います。）
Q 2-05	既存の改修において、現在の断熱性能がわからない場合、省エネルギー基準への適合状況をどのように判断すればよいのでしょうか。
A 2-05	既存の改修においても、改修後に省エネルギー基準に適合することを提示していただく必要がありますので、竣工時の図面等から断熱性能を算定するなどによって、適合状況を確認していただくこととなります。具体的には、住宅版 BELS 認証を行う評価機関等にお問い合わせください。

平成29年度地域型住宅グリーン化事業 高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)

Q 2-06	平成25年省エネ基準によるWebプログラムの計算結果で応募することはできるのでしょうか。
A 2-06	今年度事業では、平成28年省エネ基準準拠の評価方法にて一次エネルギー消費量を計算していただきます。平成25年省エネ基準準拠の方法は利用できませんので、ご注意下さい。
Q 2-07	空気集熱式太陽熱利用システムを活用する場合、平成25年省エネ基準準拠の評価方法で一次エネルギー消費量を算定して、早見表の値を活用することでよいのでしょうか。
A 2-07	今年度事業では、平成28年省エネ基準準拠の方法にて一次エネルギー消費量を計算していただきます。早見表を適用する場合も、平成28年省エネ基準準拠の方法にて計算してください。